

答 申

1 審査会の結論

埼玉県知事（以下「実施機関」という。）が「平成〇〇年〇月〇〇日開催の埼玉県個人情報保護審査会の意見陳述の音声」（以下「本件対象保有個人情報」という。）について平成27年6月30日付けで行った開示をしない旨の決定は、妥当である。

2 異議申立て等の経緯

（1）処分の経緯

異議申立人（以下「申立人」という。）は、埼玉県個人情報保護条例（平成16年埼玉県条例第65号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定に基づき、実施機関に対し平成27年6月18日付けで、本件対象保有個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

これに対し実施機関は、条例第21条第2項の規定に基づき平成27年6月30日付けで本件対象保有個人情報について開示をしない旨の決定（以下「本件処分」という。）を行い、申立人に通知した。

（2）異議申立ての経緯

申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき、実施機関に対し平成27年8月5日付けで、本件処分の取消しを求める旨の異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

（3）審査の経緯

ア 当審査会は、本件異議申立てについて平成27年8月31日、実施機関から条例第41条の規定に基づく諮問を受けた。

イ 当審査会は、平成27年8月31日、実施機関から理由説明書の提出を受けた。

ウ 当審査会は、平成27年9月9日、実施機関からの意見聴取を行った。

エ 当審査会は、平成27年10月5日、申立人から意見書の提出を受けた。

オ 当審査会は、平成27年11月19日、実施機関から、申立人の意見書に対する

反論書の提出を受けた。

カ 当審査会は、平成27年12月7日、申立人から、実施機関の反論書に対する意見書の提出を受けた。

3 申立人の主張の要旨

(省略)

4 実施機関の主張の要旨

(1) 理由説明書

本件対象保有個人情報、本件開示請求がなされた平成27年6月18日の時点で廃棄済みであるため、条例第21条第2項に基づき不開示としたものである。

埼玉県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）においては、答申を作成する上で議事内容を再度確認する必要があるため、審査会の議事を録音して保管し、答申後に廃棄することとしている。

本件対象保有個人情報は、諮問第131号及び第135号に係る口頭意見陳述を録音したものであり、同諮問案件については平成27年3月27日に答申したため、同日後においては録音した議事内容を確認することはなく、音声データを保管する必要はない。録音した音声データの廃棄に関する具体的な規程等は存在しないが、条例第5条第2項の規定により「利用の目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない」ことから、答申後速やかに廃棄したものである。

したがって、本件対象保有個人情報は廃棄済みであり、現在保有していないことを理由として不開示決定を行ったことは、妥当である。

(2) 申立人の意見書に対する反論書

文書管理規則第8条に基づき、文書等は、当該文書等に係る事案を所掌する課及び所の長である主務課長が、文書内容、重要度等を記載した文書管理規則第8条第2項で規定する別表に定める基準に基づき、保存期間ごとに第1種から第6種までに区分し、整理することとされている。

また、埼玉県文書管理規程（平成13年埼玉県訓令第22号。以下「文書管理規程」という。）第2条第6号では、「補助文書」を「前2号に掲げる文書等以外の文書等で

あって、主務課長がその内容について了知したもの」と定めており、同条第4号は「起案文書」、同条第5号は「回覧文書」について規定している。このため、「補助文書」とは、起案文書及び回覧文書以外の文書等であって、主務課長がその内容について了知したものということになる。

一方、「文書管理規則及び文書管理規程の運用について」（平成13年3月30日付け文第922号。以下「運用通知」という。）では、補助文書は起案等を補助するための文書等であることから、第4種（3年保存）、第5種（1年保存）及び第6種（1年未満保存）に区分することとされている。

本件対象保有個人情報、審査会が答申を作成する際に起案を補助するために記録したものであることから、補助文書に該当する。また、本件の答申の作成のためには1年以上の保存を要しないことから、第6種文書に該当するものである。

したがって、第6種文書である本件対象保有個人情報を10年間保存する義務はなく、答申後速やかに廃棄したことは適法かつ妥当な対応である。

5 審査会の判断

(1) 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、平成〇〇年〇月〇〇日に開催された審査会第二部会において、申立人が口頭意見陳述を行った際にボイスレコーダーを使用して音声を録音した電磁的記録である。

審査会は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和28年埼玉県条例第17号）に基づき設置され、条例の定めるところにより実施機関の諮問に応じ、保有個人情報の開示等に関する決定に対する不服申立て等について調査審議することを職務としており、埼玉県個人情報保護審査会規則（平成17年埼玉県規則第75号）に基づき、審査会の庶務は県民生活部県政情報センター（以下「県政情報センター」という。）において処理している。

(2) 本件処分の妥当性について

当審査会では、本件対象保有個人情報が不存在であることを理由とする本件処分の妥当性について以下検討する。

実施機関の説明によると、県政情報センターは、審査会が答申を作成する上で議事

内容を確認する場合があるため、審査会の議事を録音して保管し、答申後に廃棄することとしている。そして、本件対象保有個人情報に係る諮問案件については平成27年3月27日に答申したことから、同日後においては音声データを保管する必要はなくなったため、本件対象保有個人情報を速やかに廃棄したとのことである。

実施機関の文書管理については、文書管理規則第8条に基づき、文書等は、当該文書等に係る事案を所掌する課及び所の長である主務課長が、文書内容、重要度等を記載した文書管理規則第8条第2項で規定する別表に定める基準に基づき保存期間ごとの種別に区分し、整理することとされている。また、文書管理規程第2条第6号では、「補助文書」を起案文書及び回覧文書等以外の文書等であって、主務課長がその内容について了知したものと定めている。

さらに、運用通知の「9 保存期間（6）補助文書の種別」に、「補助文書は、起案等を補助するための文書等であることから、第4種（3年保存）、第5種（1年保存）及び第6種（1年未満保存）の種別に区分してください。」と記載されている。

本件対象保有個人情報は、起案文書や回覧文書でないことは明らかであり、また、審査会が答申作成のため補助として記録したものであることから、文書管理規程上、補助文書に該当するものと解される。そして、本件対象保有個人情報は、答申後は使用することはないと考えられることから、運用通知上、当該文書等を作成した日から1年以上の保存を要しない文書等として第6種に区分され、必要がなくなった時点で速やかに廃棄することとされているものと認められる。また、条例第5条第2項が「利用の目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない」と規定しており、利用目的を達成した個人情報は速やかに廃棄すべきである。

これらのことから、実施機関における文書管理規則上においても、条例上においても、本件対象保有個人情報の利用目的が達成された後、実施機関が速やかに廃棄したことは適切な取扱いである。

したがって、本件対象保有個人情報を答申後速やかに廃棄したとの実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、処分は適法かつ妥当なものであると認められる。

（3）申立人のその他の主張について

申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

（4）結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

大森三起子、田村泰俊、西田幸介

審査会の経過

年 月 日	内 容
平成27年 8月31日	諮問を受ける（諮問第139号）
平成27年 8月31日	実施機関から理由説明書を受理
平成27年 9月 9日	実施機関からの意見聴取及び審議
平成27年10月 5日	申立人から意見書を受理
平成27年10月 6日	審議
平成27年11月 4日	審議
平成27年11月19日	実施機関から、申立人の意見書に対する反論書を受理
平成27年12月 7日	申立人から、実施機関の反論書に対する意見書を受理
平成27年12月 8日	審議
平成28年 1月12日	答申